

**A) : Justice as Fairness の具体的な問題点 :**

- 1) 晩年の Rawls 自身が自分の提唱した正義論を批判している。  
正義の原理をモデルの整合性と公共理性との照合によって論証しようとする方法では、既存の公共的政治文化の追認に終わらざるをえなくなる。<sup>1</sup>
- 2) John Paul II によれば、以下の様な values (価値観) が生まれてしまうことが問題。
  - ・「an excessive promotion of purely utilitarian values」<sup>2</sup> (ただ功利主義的<sup>3</sup>なだけの価値観が過度に普及促進されること)
  - ・「false and erroneous (誤り・錯誤) values」「obsolete (廃れた旧式の) forms which can be usefully replaced by others more suited to the times」<sup>4</sup>
  - ・Social Assistance State<sup>5</sup> (社会扶助国家) : excesses and abuses of welfare (厚生福祉の過剰・濫用)、infringement of the principle of subsidiarity (補完性原理侵害)
- 3) John Paul II : 「如何なる政治社会も、決して、神の国と混同してはなりません。」<sup>6</sup>  
悪を不可能にする完全社会を組織する秘密を手にしたと思うと、people というものは、それを実現するためなら暴力も嘘もどの様な手段も、使っていていいと考えてしまいます。そして政治は a "secular religion" と化し、この地上世界に paradise を創造するという幻想の下に執り行われます。しかし如何なる政治社会も - それは確かに独自の自律と法律を持ち得はしますが -- 決して、神の国と混同してはなりません。福音の毒麦のたとえ (マタイ 13・24-30,36-43) は、神の国の者と悪の国の者とを判別できるのは神だけであり、この審判は世の終わりに下されると教えています。この審判を今ここで予測できたと思ひ込むのは、人間を神の座に上げ、神の忍耐に逆らおうとすることです。
- 4) その他、世俗的人間が考えつく just な (正しい) ことの例
  - ・ダボス会議「第四次産業革命」では:「監視カメラ社会」「遺伝子選別による優生保護」「人工進化」「人体埋込モニターによる健康管理の強制」等
  - ・ジョージ・オーウェル:『1984』『動物農場』 [dystopia](#) トランプのアメリカ
  - ・カズオ・イシグロ:『[わたしを離さないで](#)』 スペアパーツ用クローン人間

**B) : Justice as Fairness の問題点に伴う既存経済の崩壊・弊害 :**

- 5) 端的に言ってしまうえばそれは、socialist state economy の崩壊、そして近年あらわにな

<sup>1</sup> 「ロールズにおける「正義」の論証—合理的選択と公共的合意」沢田善太郎、2006.3、現代社会学 7 号 51-76 広島国際学院大学現代社会学部

<sup>2</sup> John Paul II の 1991 年回勅 [Centesimus Annus](#) 29 節

<sup>3</sup> (1) 広義では、効用 (utility) を一切の価値の原理と考える説。(2) ベンサム・ミルらを代表とする倫理・政治学説。快樂の増大と苦痛の減少を道德の基礎とし、「最大多数の最大幸福」を原理として社会の幸福と個人の幸福との調和を企図した。(広辞苑)

<sup>4</sup> [Centesimus Annus](#) 50 節

<sup>5</sup> [Centesimus Annus](#) 48 節第四段落

<sup>6</sup> [Centesimus Annus](#) 25 節第三段落

- りつつある liberal states における capitalism (corporatism)による格差拡大と言える。
- 6) 従来経済の崩壊・限界については、[Centesimus Annus](#) 第三章「The Year 1989」（その結論部である 29 節の半訳を最終頁に掲載した）に詳しい。1989 年はベルリンの壁崩壊、冷戦終結の年。
- 7) John Paul II [Centesimus Annus](#) では、capitalism (corporatism)もいずれ弊害が出ると予測し、社会主義でも資本主義でもない経済が次の経済の候補だろう、と述べている。<sup>7</sup>

**C) : Justice as Fairness よりも優先する”something”<sup>8</sup> : (John Paul II)**

goods (財) の fair な交換取引論理に優先し、更に、この fair な交換取引論理に適合する justice の諸形態に対しても優先するものとして、その人の崇高な尊厳 (his lofty dignity) に由来し、その人が人間であるが故に義務づけられるべき「何か」(something which is due to man because he is man) が exist (この地上世界に存在) します。そしてこの様にその人に備わっている”something”「何か」は、その人が生き伸びる可能性 (the possibility to survive) と、そして同時に、その人が humanity (地上人間社会) において共通善に active に contribute する可能性とに、分ちがたく結びついています。(半訳 by 齋藤)

原英文 : Even prior to the logic of a fair exchange of goods and the forms of justice appropriate to it, there exists *something which is due to man because he is man*, by reason of his lofty dignity. Inseparable from that required "something" is the possibility to survive and, at the same time, to make an active contribution to the common good of humanity.

**D) : 今後の経済 system に関し the Church は提示すべき model をもち合わせていないけれども...<sup>9</sup>**

the Church は提示すべき model をもち合わせていません。けれども、現実的かつ真に有効な model を生み出せるのは、種々異なった歴史状況の枠のなかで、それぞれの社会、経済、政治、文化が互いに関連し合いながら織りなすすべての面において具体的な諸問題に、応答責任をもって取り組んでいる all (全人類) の努力があつて初めて可能となります。このような task (任務) のために the Church は、不可欠で理想的な方向づけの一例 (an *indispensable and ideal orientation*)として CST (カトリック社会教説、Catholic Social Teaching) を提示します。この教えは、前述のように、market と enterprise の positive な価値を認めますが、同時に、これらが共通善に方向づけられなければならないと指摘します。

---

<sup>7</sup> [Centesimus Annus](#) 42 節では、次の経済の条件として「human freedom が economic freedom に優先すること」を挙げ、その様な経済は単に”free economy”と呼ぶべきかもしれないと述べている。

<sup>8</sup> [Centesimus Annus](#) 34 節

<sup>9</sup> [Centesimus Annus](#) 43 節

従って CST は、workers' efforts が自らの尊厳に対して full respect を獲得できるのならば、the life of industrial enterprises (様々な産業事業体での生活) に participation (主体的に参加) することは legitimacy (地上世界の法律的正当性) があると認めています。つまり CST では、workers が他者からの指示を受けながら cooperate する事業体の legitimacy を認める一方で、workers 自らの intelligence と freedom を行使することによって或る意味“work for themselves” (自分達の為に work) する事業体の legitimacy を認めています。<sup>10</sup>  
(半訳 by 齋藤)

原英文 : The Church has no models to present; models that are real and truly effective can only arise within the framework of different historical situations, through the efforts of all those who responsibly confront concrete problems in all their social, economic, political and cultural aspects, as these interact with one another. For such a task the Church offers her social teaching as an *indispensable and ideal orientation*, a teaching which, as already mentioned, recognizes the positive value of the market and of enterprise, but which at the same time points out that these need to be oriented towards the common good. This teaching also recognizes the legitimacy of workers' efforts to obtain full respect for their dignity and to gain broader areas of participation in the life of industrial enterprises so that, while cooperating with others and under the direction of others, they can in a certain sense "work for themselves" through the exercise of their intelligence and freedom.

---

<sup>10</sup> 英米法では、前者 : workers が他者からの指示を受けながら cooperate する事業体を corporation と呼ぶ。後者 : workers 自らの intelligence と freedom を行使することによって或る意味“work for themselves” (自分達の為に work) する事業体を partnership と呼ぶ。

例えば、corporate taxation の税制原則は “Simple, Fair, Neutral” だが、partnership taxation の税制原則は “Simplicity, Flexibility, Equity as between the partners” であり「Fair」の文言が無い。Fair の代わりに Flexibility が入る三大原則となっている。つまり、C) : Justice as Fairness よりも優先する “something”、これを活用する事業体が corporate でなく partnership であることを、Fair が入らない税制原則が示していると考えられる。

なお、ドイツ語では前者の事業体を Gesellschaft、後者の事業体を Gemeinschaft と呼ぶ。Centesimus Annus は、43 節第一段落冒頭で「次の経済 model の候補を持ち合わせていない」と言いながら、大略答えを述べていることになる。

## 社会発展とは

**29.** こうして、development (社会発展) とは economic terms からのみ understand されるのではなく、fully human<sup>11</sup> (人間全面的な) なものとして understand されなければならぬと分かります。即ち社会発展とは、富める countries が現在享受している生活水準に all people を引き上げることではありません。そうではなく、labour を unite してより decent な生活を築きあげることです。every individual's dignity and creativity<sup>12</sup>、即ち、his personal vocation つまり God's call に respond する capacity<sup>13</sup> を具体的に enhance することです。社会発展の最高到達点では、the rights and duty<sup>14</sup> を行使するのは、神を探求し神を知り、それら知識に従って生きるためです。全体主義と権威主義の体制では、強制力が reason (理性) を支配するという principles が極端なまでに実践されてきました。これらの体制において人間は、ウムを言わさぬ強制力によって押しつけられた conception of reality (現状認識) に従うよう強要されました。つまりそれは自分の freedom を行使し自分の理性の virtue を活かして得た現状認識ではありません。この様な principles は覆さなければなりません。そして *the rights of the human conscience*、これは本質的に自然的啓示的真理 (the truth, both natural and revealed) にのみ拘束されるものですが<sup>15</sup>、これが全面的

---

<sup>11</sup> 訳注：第四回分科会（9月15日）で説明予定だが、Pope Francis は、the transcendent dimension of human existence and our irreducible freedom (人間の地上世界存在は超越的次元を持ち、私達は不可約自由 (irreducible freedom) を持つ) という考えを持っている。John Paul II の言う fully human にも、サラッと聞き流せば世俗的意味合いしかないと感じるだろうが、実は「世俗的人間を超えた何か」が含まれる、と考えられる。

<sup>12</sup> 訳注：dignity という宗教用語の前に世俗用語 individual と「皆」を一人一人扱う every とがついていることに注意！every individual's dignity という概念もポスト世俗化が生み出した止揚概念の一つ。

<sup>13</sup> 訳注：capacity は神が人間に与えた本来の能力。「能力」は宗教用語では capacity, capability, ability の三つに分類される。

<sup>14</sup> 訳注：日本語で「義務」を表す西洋語は世俗用語 duty と宗教用語 obligation がある。

<sup>15</sup> 訳注：原英文は、*the rights of the human conscience, which is bound only to the truth, both natural and revealed* と、イタリック部に the が二度も使われ、しかもそれが、カンマを伴う非制限用法の関係代名詞節によって「自然的啓示的真理にのみ拘束される」と規定されている。非制限用法であることに注意！つまりカンマの無い制限用法として訳したカトリック中央協議会訳の「自然的啓示的真理にのみ拘束される人間の良心の諸権利」は誤訳。

齋藤は非制限用法の関係代名詞節であることをハッキリさせるために、「これは本質的にナニナニ」を加えた。なお *the human* の *the* も大きな意味を持つ。これを強調して訳すならば「自然的啓示的真理にのみ拘束される良心を持つ human」となる。つまり、human は一般的には世俗用語だがここでの *the human* は宗教用語として使われていると解釈できる。

もっと言うと先行詞は rights (権利) かもしれない。つまり「本質的に自然的啓示的真理にのみ拘束される」のは conscience だけでなく rights (権利) も、と解釈できる。ただこれは「rights を規定するのは自然的啓示的真理だけだ」と言うことであり、「rights を規定するのは憲法だ」と考える立憲主義の人達と論争になりかねない。ここでは深入りしない。

に認められなければなりません。この **rights** を認めることは、**authentically**（本当の意味で）**free** な政治秩序を築く上で最も重要な基盤の象徴です。またこの **principle** を再確認することは、以下のような理由から重要です。

- (a) なぜなら、古い形の全体主義や権威主義がまだ完全に克服されていません。実際、それらが力を取り戻す危険があります。このことから、すべての **countries** 間の **cooperation** と **solidarity** による新たな努力が要求されるからです。
- (b) なぜなら、先進国においてたびたび、つかの間の満足を追い求める欲求や嗜好に訴える、ただ功利主義的なだけの価値観が過度に普及促進された（**an excessive promotion of purely utilitarian values**）ために、**human existence**<sup>16</sup>（人間の地上世界存在）が持つべき真の価値観が示す **hierarchy** を、認め大切にするのが困難になっているからです。
- (c) なぜなら、幾つかの **countries** に新たな形の宗教原理主義（ファンダメンタリズム）が台頭してきています。それらは、密かにあるいは公然と、少数派宗教に属する **citizens** が持つ **the full exercise of their civil and religious rights** を否定し、**the cultural process** に参加することを妨げ、**the Church** の福音宣教の権利や、人々がこの福音宣教を聞き、受け入れてキリストへと回心する権利を制限しているからです。真理を知り、その真理に従って生きるという自然的かつ基本的な権利を尊重しなければ、**authentic progress**（本当の進歩）は不可能です。この権利を行使し発展させることには、**man's true good** である イエス・キリストを発見し、**free** に受け入れる権利が含まれているからです。

（\*訳注）なぜこうまで強調するのか。つまり、*the rights of the human conscience, which is bound only to the truth, both natural and revealed* の必要性をこれほどまでに何故強調するのか。このヒントを得るために、前頁の脚注 15 は必ず読んで頂きたい。よく読んで十分考えた上で、以下に進んでいただきたい。

「何故こうまで強調？」：齋藤はこう考えた。

簡単に言えば、John Paul II あるいは現代の CST では、**human rights** という折衷表現は受け入れても、その源は **the truth** だという一線は譲れない、という考えがあるのだろう。

1948 年、United Nations(国連)設立構想の話し合いの中で、**human rights** 概念に関して喧々囂々の話し合いがされた。（この喧噪模様は、[この論文](#)に詳しく書かれている。）**human**

---

<sup>16</sup> 訳注：脚注 11 で触れた Francis の「**the transcendent dimension of human existence and our irreducible freedom**（人間の地上世界存在は超越的次元を持ち、私達は不可約自由（**irreducible freedom**）を持つ）」に出てくる **human existence** という世俗用語と世俗用語の **catenation** を John Paul II も使っている。やはり彼も Francis と同様に、この純世俗概念に「世俗の人間を超えた何か」が含まれていると考えていることが分かる。

rights の源は、世俗側に立つ識者は「憲法ないし civilized nation により認められた法の一般原則 (the general principles of law recognized by civilized nation)」だと考える一方、宗教側に立つ識者は the truth だと考え、更に human rights でなく personal rights と記すべきだと主張した。

結局、皆さん御存知の様に human rights という折衷表現が合意されたが、その源については世俗識者と宗教識者で意見が割れたまま今日に至っている。もう少し詳しく言うと、human rights の源は human dignity だという合意は両識者から得られた。しかし、それではいったい human dignity の源は何か、については両者の意見は分かれたままになっている。今 2018 年だから、実に 70 年間も意見は分かれたままになっている。(昨年 Springer から出版された[この論文](#)に詳しく書かれている。)

human rights の源は the truth だ。この一線は譲れない。John Paul II はこう考えている。更に彼は、「(a)(b)(c)にあるような現代社会の混迷は、human rights and human dignity の源は憲法 (または、法の一般原則) だとする様な或る意味「浅い」、即ち、本当の根本にまで至る深慮が無いために起きる」と考えているのだろう。

だからこそ、(a)(b)(c)の混迷例を挙げて *the rights of the human conscience, which is bound only to the truth, both natural and revealed* の必要性を強調するのだろう。

なお、脚注 15 で示した、先行詞と関係代名詞の間のカンマが無い制限用法として訳したカトリック中央協議会訳の「自然的啓示的真理にのみ拘束される人間の良心の諸権利」は、翻訳者として絶対にしてはいけない誤訳だ。なぜならこれでは、人間の良心の諸権利には「自然的啓示的真理にのみ拘束される」ものと、「されない」ものとがあることを許してしまうからだ。

John Paul II は、そんなことは言っていない。「the human の良心の the rights は、本質的に自然的啓示的真理にのみ拘束される」とし、the truth に依拠しない human rights を完全に排除している。

最後に、恐らく皆さん感じている疑問。human rights の源は the truth だとして God としなかったのは何故だろうか、という疑問。

これには、二つ理由が考えられる。一つは、human rights の源は憲法と考える constitutionalism (立憲主義) にある程度譲歩するため。もう一つは、human rights の源は God だとすると、ルターが 1524 年に『奴隷意志論』で唱えた God-bound 説と考え方が近くなり、後々、カルヴァンの予定説、カントの義務論、ウェーバーが解き明かした資本主義倫理、等へと展開していくことが繰り返される危険があると考えたのだろう。

以上。